八戸ポータルミュージアム貸出施設使用料

令和元年10月１日改定

⑴　創作スペース１

区　分	基本区分			複合区分					
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	夜間 深夜	午前 夜間	午後 深夜	午前 深夜
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午後６時から午前０時まで	午前９時から午後９時まで	午後１時から午前０時まで	午前９時から午前０時まで
シアター１	円 3,660	円 4,810	円 3,660	円 7,630	円 7,630	円 5,750	円 10,880	円 10,150	円 11,930
シアター２	4,180	5,650	4,180	8,900	8,900	6,600	12,670	11,730	13,820
楽屋１	520	730	520	1,150	1,150	830	1,670	1,560	1,880
楽屋２	520	620	520	1,030	1,030	730	1,460	1,350	1,560
シャワー室	100	200	100	300	300	200	410	410	410
映写室	930	1,250	930	1,980	1,980	1,560	2,930	2,720	3,130

⑵　創作スペース２

区　分	１時間当たり	午前９時から午後10時まで
音のスタジオ	200円	2,070円
編集室	100円	890円

⑶　オープンスペース１

区　分	１時間当たり
レジデンスＡ	520円
レジデンスＢ	410円
レジデンスＣ	410円
レジデンスＤ	410円
レジデンスＥ	520円

⑷　オープンスペース２

区　分	1時間当たり
共同キッチン	300円
共同スタジオＡ	620円
共同スタジオＢ	300円
共同スタジオＣ	620円

⑸　ギャラリースペース

区分	基本区分			複合区分			使用期間が２日以上となる場合					
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	午前 夜間	２日	３日	４日	５日	６日	７日
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで						
ギャラリー１	円 1,670	円 2,300	円 1,670	円 3,550	円 3,550	円 4,600	円 8,680	円 12,350	円 15,500	円 18,220	円 20,530	円 22,300
ギャラリー２	1,030	1,350	1,030	2,200	2,200	2,820	5,330	7,530	9,530	11,200	12,560	13,720
ギャラリー３	1,250	1,670	1,250	2,610	2,610	3,230	6,280	8,900	11,200	13,200	14,760	16,130

⑹　その他スペース

区　分		基本区分			複合区分		
		午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	午前 夜間
		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
はっちひろば		円 4,700	円 6,280	円 4,700	円 9,950	円 9,950	円 12,560
番町スクエア		3,130	4,180	3,130	6,700	6,700	8,480
和のスタジオ	一の間	300	410	300	730	730	930
	二の間	300	410	300	730	730	930
	三の間	300	410	300	730	730	930
	四の間	300	410	300	730	730	930
八庵		620	730	620	1,250	1,250	1,560
食のスタジオ		1,670	2,200	1,670	3,450	3,450	4,400
その他の共用スペース		占用して使用する場合に限り、1平方メートルにつき1時間当たり8.8円					

備考

1　この表において使用期間を日単位で定めている場合の１日の使用時間は、午前９時から翌日の午前９時までとする。

2　シアター、楽屋、シャワー室及び映写室の深夜（午後9時から午前0時までをいう。）並びに音のスタジオ及び編集室の午後９時から午後10時までにおける使用は、午後９時前から継続する場合に限り、することができる。

3　その他の共用スペースは、この表に規定するその他の共用スペースを除く他の有料施設と組み合わせて使用する場合に限り使用することができる。

4　入場料等（入場料、会費、入場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、座席等により入場の対価の額が異なる場合は、その最高額とする。以下この項において同じ。）を徴収して施設を使用する場合（次項に規定する場合を除く。）の使用料の額は、次の各号に掲げる入場料等の徴収額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　1,000円以下　規定使用料（この表に定める使用料をいう。以下同じ。）の額の100分の110に相当する額

⑵　1,001円以上3,000円以下　規定使用料の額の100分の120に相当する額

⑶　3,001円以上5,000円以下　規定使用料の額の100分の150に相当する額

⑷　5,001円以上　規定使用料の額の100分の200に相当する額

5　営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の使用料の額は、はっちひろばにあっては規定使用料の額の100分の300、その他にあっては規定使用料の額の100分の200に相当する額とする。

6　ポータルミュージアム内で開催する予定の催物の準備、撤収等のみを行うために使用する場合の使用料の額は、規定使用料の額（前２項の規定に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額）の100分の50に相当する額とする。

7　使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料の額は、当該超過又は繰上時間１時間（１時間未満は、１時間とする。）につき、それぞれの規定使用料（前３項の規定に該当する場合は、それぞれの規定により算出した額）の１時間当たりの額の100分の120に相当する額とする。

※ただし、前後の貸館状況等によっては対応できない場合があります。

8　この表に基づいて算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。